



鳥取県公報

令和7年5月16日（金）
号外第52号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 選管告示	鳥取県議会議員米子市選挙区補欠選挙の実施（11）・・・・・・・・・・ 2 鳥取県議会議員米子市選挙区補欠選挙における選挙長等の選任（12）・・・・・・・・ 2 鳥取県議会議員米子市選挙区補欠選挙における選挙長が事務を行う場所（13）・・・・ 2 鳥取県議会議員米子市選挙区補欠選挙に用いる投票用紙の様式（14）・・・・・・・・ 2 鳥取県議会議員米子市選挙区補欠選挙における仮投票用封筒等に押すべき印（15）・・・・ 3 鳥取県議会議員米子市選挙区補欠選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行 う日時等（16）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 鳥取県議会議員米子市選挙区補欠選挙における選挙会の場所等（17）・・・・・・ 3 鳥取県議会議員米子市選挙区補欠選挙における開票の事務を選挙会の事務に併せて行わ ない旨の告示（18）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
◇ 鳥取県議 会議員補 欠選挙米 子市選挙 区選挙長 告示	鳥取県議会議員米子市選挙区補欠選挙において候補者から届出のあった選挙立会人とな るべき者が10人を超えるとき等のくじを行う場所等（1）・・・・・・・・・・ 4
◇ 合同選管 告 示	参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における立候補予定者説明会の開催 （1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項の規定に基づき、鳥取県議会議員米子市選挙区補欠選挙を令和7年5月25日に行うので同法第34条第6項及び第113条第1項の規定により告示する。

なお、選挙すべき議員の数は2人である。

令和7年5月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

鳥取県選挙管理委員会告示第12号

令和7年5月25日執行の鳥取県議会議員米子市選挙区補欠選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

令和7年5月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

- 1 選挙長 東伯郡琴浦町 藤村 実千子
- 2 選挙長の職務代理者 米子市 郡 浩光

鳥取県選挙管理委員会告示第13号

令和7年5月25日執行の鳥取県議会議員米子市選挙区補欠選挙における選挙長は、次の場所においてその事務を行う。

令和7年5月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

- 1 令和7年5月16日 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂
- 2 令和7年5月17日以降 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所

鳥取県選挙管理委員会告示第14号

令和7年5月25日執行の鳥取県議会議員米子市選挙区補欠選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和7年5月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

令和七年執行	
鳥取県議会議員補欠選挙投票	
公印	
○注意	
一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。	
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	
候補者氏名	

備考

- 1 用紙はクリーム色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

点字投票		令和七年執行 鳥取県議会議員補欠選挙投票 公印
○注意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。		備考 1 用紙はクリーム色とし、文字は黒色のインクで印刷する。 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。 3 点字の表示内容は「ケンギ」とする。 4 点字の表記については、公職選挙法施行令第39条の別表第1による。
こうほしやしめい 候補者氏名		

鳥取県選挙管理委員会告示第15号

令和7年5月25日執行の鳥取県議会議員米子市選挙区補欠選挙における仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

令和7年5月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

鳥取県選挙管理委員会告示第16号

令和7年5月25日執行の鳥取県議会議員米子市選挙区補欠選挙における鳥取県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成15年鳥取県条例第67号）第4条第2項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、鳥取県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する規程（平成16年鳥取県選挙管理委員会規則第1号）第6条の規定により告示する。

令和7年5月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

- 1 日 時 令和7年5月16日 午後5時10分
- 2 場 所 米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂

鳥取県選挙管理委員会告示第17号

令和7年5月25日執行の鳥取県議会議員米子市選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

令和7年5月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

- 1 場 所 米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所
- 2 日 時 令和7年5月27日 午後2時

鳥取県選挙管理委員会告示第18号

令和7年5月25日執行の鳥取県議会議員米子市選挙区補欠選挙における開票の事務は、選挙会の事務に併せて

行わないこととしたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第2項の規定により告示する。

令和7年5月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

鳥取県議会議員補欠選挙米子市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員補欠選挙米子市選挙区選挙長告示第1号

令和7年5月25日執行の鳥取県議会議員米子市選挙区補欠選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

令和7年5月16日

鳥取県議会議員補欠選挙米子市選挙区選挙長 藤 村 実 千 子

- 1 場 所 米子市栴町一丁目160 鳥取県西部総合事務所第22会議室
- 2 日 時 令和7年5月22日 午後5時10分

合 同 選 管 告 示

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第1号

令和7年執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における立候補届出に関する説明会を次のとおり開催する。

令和7年5月16日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

- 1 日時 令和7年6月3日 午後1時30分
- 2 場所 鳥取県鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁